



特許証

(CERTIFICATE OF PATENT)

特許第4376459号

(PATENT NUMBER)

発明の名称(TITLE OF THE INVENTION)

味感向上剤としての透明トマト濃縮物

特許権者(PATENTEE)

イスラエル国、84102・ビア・シエバ、ピー・オー・ボックス・320

国籍 イスラエル国

ライコード・ナチュラル・プロダクツ・インダストリーズ・リミテッド

発明者(INVENTOR)

ガイフマン, アルツロ

ハルタール, ドフ

出願番号(APPLICATION NUMBER)

特願2000-550343

出願年月日(FILING DATE)

平成11年 5月24日 (May 24, 1999)

この発明は、特許するものと確定し、特許原簿に登録されたことを証する。
(THIS IS TO CERTIFY THAT THE PATENT IS REGISTERED ON THE REGISTER OF THE JAPAN PATENT OFFICE.)

平成21年 9月18日 (September 18, 2009)

特許庁長官 (COMMISSIONER, JAPAN PATENT OFFICE)

細野哲弘



特許証送付先

住所

〒102-0094
東京都千代田区紀尾井町7番1号 上智紀尾
井坂ビル 川口国際特許事務所

氏名

川口 義雄
様

特許権設定登録通知書

特許番号 第4376459号
登録日 平成21年 9月18日
出願番号 特願2000-550343
出願日 平成11年 5月24日
請求項の数 26
納付年分 第3年分まで
受領金額 22,500円
受領日 平成21年 9月 9日

特許料の納付について

- ・特許権を維持するには、存続期間の満了(特許出願の日から20年)までの各年について所定の特許料の納付が必要です。
- ・第4年以降の各年分の特許料は、登録日(出願公告を経て特許になった場合は、公告日)の翌日を起算日として、納付済年分の満了日(以下「納付期限日」という)までに、次の年分の納付が必要です。
- ・納付期限日までに納付できなかつたときは、その期間の経過後6ヶ月以内であれば特許料を追納することができま
- す。
- ・追納する場合は、納付すべき特許料のほか、その特許料と同額の割増特許料が必要
- です。
- ・追納できる期間内に納付しないときは、その特許権は、納付期限日にさかのぼって消滅したものとみなされ
- ます。
- ・特許料納付書の様式及び特許料の額については、以下を参照してください。

特許庁ホームページ
<http://www.jpo.go.jp/indexj.htm>

特許料納付期限日

納付年分	納付期限日
第4年分	平成24年 9月18日
第5年分	平成25年 9月18日
第6年分	平成26年 9月18日
第7年分	平成27年 9月18日
第8年分	平成28年 9月18日
第9年分	平成29年 9月18日
第10年分	平成30年 9月18日

(注) 納付期限日が行政機関の休日にあたるときは、その日の翌日が期間の末日となります。

問い合わせ先 出願支援課登録室
電話 03(3581)1101 (代表)
特許担当 内線 2708